

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

平成25年12月24日

規則第55号

改正 令和2年3月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成25年枚方市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 大阪府の区域内の主たる営業所及び本市の区域内において事業を営む営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあつては、役員の名氏及び住所
- (4) 条例第9条第1項の規定により置く浄化槽管理士（以下「浄化槽管理士」という。）の氏名及び浄化槽管理士免状の番号
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第4条の規定による申請書の提出は、浄化槽保守点検業登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (4) 浄化槽保守点検業器具明細書（様式第3号）
- (5) 営業所の付近の見取図
- (6) 現に都道府県知事又は他の保健所を設置する市の長の浄化槽保守点検業に係る登録を受けている者にあつては、その旨を明らかにする書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録事項)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登録の年月日及び番号
- (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (3) 営業所の名称及び所在地

(4) 浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の番号

(閲覧の手続)

第4条 条例第5条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第5条 市長は、登録簿の閲覧に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は禁止することがある。

- (1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 職員の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、登録簿の管理のため特に必要があると市長が認めるとき。

(登録証)

第6条 条例第6条第1項の登録証は、浄化槽保守点検業登録証（様式第5号）とする。

(登録証の書換え)

第7条 条例第6条第3項の規定による申請は、当該登録証を添えて、浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書（様式第6号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(登録証の再交付)

第8条 条例第6条第4項の規定による申請は、浄化槽保守点検業登録証再交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 登録証を汚損した場合における前項の申請書には、当該登録証を添付しなければならない。

3 紛失したことにより登録証の再交付を受けた者は、紛失した登録証を発見したときは、直ちに、これを市長に返納しなければならない。

(変更の届出)

第9条 条例第8条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業変更届出書（様式第8号）を提出することにより行わなければならない。この場合において、当該届出に係る事項についての変更後の第2条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

2 条例第8条第1項の規則で定める事項は、第2条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。

(営業所ごとに備えるべき器具)

第10条 条例第9条第2項の規則で定める器具は、次に掲げる器具とする。

- (1) 水中ポンプ
- (2) 照明器具
- (3) 水準器
- (4) メスシリンダー（容量1リットルのものに限る。）
- (5) 透視度計
- (6) 溶存酸素計
- (7) 残留塩素測定器
- (8) 水素イオン濃度測定器具
- (9) 塩素イオン濃度測定器具
- (10) 亜硝酸性窒素検出器具

(廃業等の届出)

第11条 条例第10条の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書（様式第9号）を提出することにより行わなければならない。

(講習会)

第12条 条例第12条第4号の規則で定める講習会は、次に掲げる科目について実施する講習会のうち、大阪府知事が開催するものその他市長が認めるものとする。

- (1) 浄化槽行政の動向に関する科目
- (2) 浄化槽の構造及び機能に関する科目
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する科目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める科目

(帳簿の保存期間等)

第13条 条例第12条第3号の営業に関する帳簿は、浄化槽の保守点検を行った浄化槽ごとに整理し、その記載した日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 条例第12条第3号の規則で定める事項は、前項の浄化槽に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名（浄化槽管理者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 所在地
- (3) 処理能力及び処理方式
- (4) 浄化槽の保守点検を行った年月日及びその内容

(身分証明書)

第14条 条例第15条第3項の証明書は、身分証明書（様式第10号）とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

（宛先）

枚方市長

住所

申請者氏名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話

枚方市の区域内において浄化槽保守点検業を営みたいので、枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業者の登録を申請します。

営業所	名称		所在地
	大阪府の区域内の主たる営業所		
営業所	枚方市の区域内において事業を営む営業所		
役員	氏名	役名等	住所
浄化槽管理士	氏名	浄化槽管理士免状の番号	専任する営業所の名称

備考 「役員」の欄については、申請者が法人である場合にのみ記載してください。この場合の「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいいます。

様式第2号（第2条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）

枚方市長

住 所

氏 名

④

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第3号（第2条関係）

浄化槽保守点検業器具明細書

器 具	型 式	営業所の名称	
		性 能	数 量
水中ポンプ			
照明器具			
水準器			
メスシリンダー			
透視度計			
溶存酸素計			
残留塩素測定器			
水素イオン濃度測定器具			
塩素イオン濃度測定器具			
亜硝酸性窒素検出器具			

様式第4号（第4条関係）

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧申込書

年 月 日

（宛先）

枚方市長

住 所

申込者 氏 名

電 話

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を申し込みます。

閲覧の対象となる浄化槽保守点検業者	住 所	
	氏 名	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	登 録 番 号	第 号
閱 覧 日	年 月 日	
閱 覧 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで	
※返却確認者名		

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第5号（第6条関係）

浄化槽保守点検業登録証

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

営業所の名称			
営業所の所在地			
登録の年月日	年 月 日	登録の番号	第 号
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者登録簿に登録したことを証する。

年 月 日

枚 方 市 長



様式第6号（第7条関係）

浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書

年 月 日

（宛先）

枚 方 市 長

住 所

申請者 氏 名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第3項の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業登録証の書換え交付を申請します。

営業所	名 称		
	所 在 地		
登録の年月日及び番号		年 月 日	第 号
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式第7号（第8条関係）

浄化槽保守点検業登録証再交付申請書

年 月 日

（宛先）

枚 方 市 長

住 所

申請者 氏 名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第4項の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業登録証の再交付を申請します。

営業所	名 称	
	所 在 地	
登録の年月日及び番号		年 月 日 第 号
再 交 付 申 請 の 理 由		

様式第8号（第9条関係）

浄化槽保守点検業変更届出書

年 月 日

（宛先）

枚 方 市 長

住 所

届出者 氏 名

㊟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業の変更の届出をします。

登録の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式第9号（第11条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

（宛先）

枚 方 市 長

住 所

届出者 氏 名

㊦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第10条の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業の廃業等の届出をします。

浄化槽保守点検業者	住 所	
	氏 名	（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
	登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号
	廃業等の年月日	年 月 日
	廃業等の理由	

様式第 10 号 (第 13 条関係)

← 12 センチメートル →

	第 号
身 分 証 明 書	
所 属 氏 名 生年月日 年 月 日	(写 真)
上記の者は、枚方市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 15 条第 2 項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。	
発行日 年 月 日 有効期限 年 月 日	
枚方市長	印

↑ 8 センチメートル ↓

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第9条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第13条関係)